

社会福祉法人 桜樹会
地域密着型介護老人福祉施設すず 介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

事業所は介護予防短期入所生活介護サービスの提供について、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約を締結する際にご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者の名称及び所在地

法人名	社会福祉法人 桜樹会
法人所在地	広島県福山市駅家町大字法成寺 108 番地 1
代表者氏名	理事長 安部 博史
電話番号/FAX 番号	TEL : 084-970-2006 FAX : 084-972-7715
設立年月日	2010 年 6 月 23 日

2. 事業所の名称及び所在地

事業所名	地域密着型介護老人福祉施設すず
所在地	広島県福山市駅家町法成寺 108 番地 1
電話番号/FAX 番号	TEL : 084-970-2006 FAX : 084-972-7715
管理者氏名	後藤 奉文
開設年月日	平成 24 年 1 月 1 日
事業所番号	3471506828
利用定員	空床利用型 (居宅サービスを含む)

3. 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

事業所は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、適切な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 1)事業所では、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は回復を目指すものとする。
- 2)事業所は、正当な理由なく介護予防短期入所生活介護の提供を拒まないものとする。
- 3)事業所では、地域や家庭との結びつきを重視した運営に努め、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

4. 施設の概要

居室の種類	室 数	人 数	面積 (一人当たり面積)
ユニット型個室	29	29	13.41~15.35 m ²

5. 主な設備

種類	面積（一人当たり面積）	備考
コミュニティースペース	273.1 m ²	1 F 多目的ホール（共用）
共同生活室	89.37 m ² （2 箇所） 87.42 m ² （1 箇所）	
共同トイレ	2.88 m ² ～3.0 m ²	6 ヶ所
浴室	13.80 m ²	浴槽 4 ヶ所（一部共用）
特浴室	20.0 m ²	浴槽 2 ヶ所（一部共用）
医務室	11.1 m ²	2 F（共用）

6. 施設の職員体制

職員の職種	人員	区分				常勤換算後の人数	職務内容
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1					職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握と事業の管理を一元的に行う。
事務職員	1	1					事業所の庶務及び会計事務を行う。
生活相談員	1	1					入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談に関することを行う。
介護職員	18	17		1			入所者の日常生活の介護、指導及び援助に従事する。
看護職員	2	1	1				利用者の看護、医師の診療の補助、健康管理及び保健衛生業務を行う。
機能訓練指導員	1			1			利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行う。
介護支援専門員	2	1	1				利用者の要介護申請や調査に関すること、短期入所生活介護計画の作成等、利用者やその家屋の苦情や相談に関することを行う。
栄養士	1	1					食事（療養食を含む）の献立の作成、栄養計算等を行い、調理員を指導して業務を行うこととする。
医師	1			1			施設内診療において、利用者の健康管理に対する処置及び療養上の指導を行うものとする。

7. 職員の勤務体制

職員の職種	勤務体制	勤務時間
管理者	日勤	09：00～18：00
事務職員	日勤	09：00～18：00
生活相談員	日勤	09：00～18：00
介護職員	早出	07：00～16：00
	日勤	09：00～18：00

	遅出	10:30～19:30
	夜勤	16:00～10:00
看護職員	日勤	09:00～18:00
機能訓練指導員	日勤	09:00～18:00
介護支援専門員	日勤	09:00～18:00
栄養士	日勤	09:00～18:00

8. サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	
介護予防短期入所生活介護 計画の立案	利用期間が4日以上の場合、居宅サービス計画書に基づき、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及び身元引受人又はその家族に説明し同意を得ます。	
相談及び援助	利用者と家族からの相談に応じます。	
機能訓練	利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。	
介護サービス	食事	管理栄養士が立てた献立により、栄養と入所者の身体の状況に配慮した食事を提供します。 その有する能力に応じ可能な限り離床して食事を取ることが出来るように支援します。 (食事時間) 朝食 7時00分～8時30分 昼食 11時30分～13時00分 夕食 17時30分～19時00分
	入浴	1週間に2回以上の入浴の提供をします。利用者のその日の状態により入浴が困難な場合には清拭等の代替の対応を行います。 寝たきり等で座位が取れない方は、機械浴での入浴も可能です。
	排泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄援助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、適切におむつの交換を行います。
	離床・ 整容等	寝たきり防止のため、できるだけ離床に配慮します 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。
健康管理	利用中の医療機関への受診は、基本的にご家族に対応いただきます。必要に応じ嘱託医へ外来し受診する場合があります。	
送迎	送迎を必要とする利用者には自宅から事業所までの送迎を行います。通常の送迎の実施地域は、福山市（駅家町、御幸町、加茂町、山野町、新市町、神辺町、千田町）です。	

9. 利用料金及びその他の費用の額

(1) 介護保険給付対象となるサービス料金	①原則として厚生労働大臣が定める基準額のうち、介護負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じて、1～3割を負担いただきます。基本サービス費・加算項目についての詳細は別紙を確認ください。					
	②介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて利用者の負担額を変更いたします					
	③要介護認定で自立（非該当）と判定された場合はサービス費用の全額が利用者の負担となります。また、自立と認定された場合のサービス利用はできません。					
(2) 介護保険給付対象外サービス利用料金	①食事の提供に要する費用 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている場合はその認定証に記載された金額のご負担となります。負担限度額を下回った場合は、その額とします。					
		第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階
	1日につき	300円	600円	1000円	1300円	朝：400円 昼：550円 夕：550円
	②滞在に要する費用 詳細は別紙を確認ください。入退所の時間に関わりなくご負担いただきます。介護保険負担限度額認定証の発行を受けている場合はその認定証に記載された金額（1日当り）のご負担となります。					
		第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階
1日あたり	820円	820円	1310円	1310円	2006円	
(3) 料金のお支払方法	③その他の費用					
	日常生活費			実費		
	教養娯楽費			実費		
	テレビレンタル代			100円/日		
	電気代（持ち込み電化製品）			50円/		
毎月15日までに利用料金表を基に算定した前月分利用料を利用明細書の入った請求書により請求いたします。下記のいずれかの方法で27日までにお支払ください。 ア. 指定口座への振込 イ. 金融機関自動口座引落とし ウ. 窓口での現金支払い						

10. 協力医療機関等

嘱託医	病 院 名	さくらの丘クリニック
	所 在 地	広島県福山市駅家町大字法成寺 108 番地
	連 絡 先	084-972-2400
協力歯科医院	病 院 名	甲斐歯科医院
	所 在 地	広島県福山市芦田町下有地 980-2
	連 絡 先	084-958-4513

11. 事業所の利用に当たっての留意事項

外出・外泊	外出・外泊の際は、必ず申し出ていただき、「外出・外泊の届出」の提出をお願いします。
面会	面会時間 9時から20時 面会者は面会簿に必要事項の記入をお願いします。
宗教・政治活動	事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
喫煙	全館禁煙となっております。
迷惑行為など	他の利用者に対する迷惑な行為はご遠慮ください。
ペット	ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
建物・備品及び貸与物品	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
所持金の管理	所持金品は自己の範囲で管理をお願いします。紛失等が発生した場合、事業所は責任を負うことが出来ませんのでご了承ください。

12. 緊急時の対応

ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに嘱託医または主治医、ご家族への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

13. 事故発生時・事故防止および再発防止の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は速やかに利用者の家族及び担当介護支援専門員、市町村、関係機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとします。

14. 虐待の防止について

事業所は、利用者との人権の擁護・虐待の防止等の為に、次のとおり必要な措置を講じます。

①	利用者の人権の擁護・虐待防止等の為、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
②	利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。
③	当該事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

15. 感染症に関する対策

利用者の感染症の発生及び蔓延を防止するために、感染対策委員会を定期的を開催しその結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修・訓練を実施します。

16. 非常災害時の対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う

非常時の対応	事業所の消防計画を基に対応を行います。 関係機関への通報体制等を定期的に周知します。			
避難訓練及び防火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は年1回夜間を想定した避難訓練を行います。 ・事業所は年1回以上利用者を含めた総合避難訓練を行います。 ・事業所は非常災害用の設備点検を年1回行います。 (主要防火設備)			
	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	あり	屋内消火散水栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり		
消防計画等	芦品消防署への届出日：令和元年11月1日 防火管理者：後藤 奉文			

17. サービス内容等に関する苦情等の受付

<相談窓口>

施設相談窓口		
受付担当責任者	受付利用時間	利用方法
生活相談員	時間9時から18時	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 (084-970-2006) ・FAX (084-972-7715) ・面会 (相談室) ・意見箱

<行政機関、その他の苦情受付機関>

福山市介護保険課	〒720-8501 福山市東桜町3-5 TEL：084-928-1232 ホームページ： http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 受付時間：午前8時30分から午後5時15分
広島県国民健康保険団体連合会	〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 TEL：082-554-0783 FAX：082-511-9126 ホームページ： http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp 受付時間：午前8時30分から午後5時30分

18. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

19. 守秘義務および個人情報の保護

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報について、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとします。

20. 第三者評価の実施状況について

質の高い福祉サービスを事業所が提供するために、公平中立な第三者が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、第三者評価です。

第三者評価の実施	1	あり	結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし					

附則

- この規定は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- この規定は、平成 24 年 4 月 1 日より変更する。
- この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より変更する。
- この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より変更する。
- この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より変更する。
- この規定は、平成 29 年 5 月 16 日より変更する。
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より変更する。
- この規定は、令和元年 7 月 1 日より変更する。
- この規定は、令和元年 10 月 1 日より変更する。
- この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より変更する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より変更する。
- この規定は、令和 7 年 8 月 1 日より変更する。